

(参考) 田園住居地域創設に伴う地区計画の計画書の記載の変更について

建築基準法が一部改正され、これまでの12種類の用途地域に新たに「田園住居地域」が創設されました。(平成29年5月12日公布、平成30年4月1日施行)

この一部改正により、建築基準法別表第2の構成が変わりました。

これに伴い、地区計画の計画書においてこれを引用しているものに項ずれが生じることから、同法分との整合を図るため、地区計画書の記載を変更します。

※地区計画の制限の内容自体の変更はありません。

【参考】建築基準法別表第2の改正概要

改正前		改正後	
(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物	(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物
(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物	(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物
		(ち)	田園住居地域内に建築することができる建築物
(ち)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物
(り)	商業地域内に建築してはならない建築物	(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物
(ぬ)	準工業地域内に建築してはならない建築物	(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物
(る)	工業地域内に建築してはならない建築物	(を)	工業地域内に建築してはならない建築物
(を)	工業専用地域内に建築してはならない建築物	(わ)	工業専用地域内に建築してはならない建築物
(わ)	略	(か)	略